

**i** 固定資産の实地調査

市では、固定資産税を適正に課税するため、新・増築や取り壊した家屋などの实地調査を毎年市内全域で行っています。職員が訪問した際にはご協力をお願いします。また、家屋などを新・増築や取り壊しをされた場合は、お早めにご連絡ください。  
 固定資産税係Tel 74-5637



**i** 農業者年金現況届を忘れずに

5月下旬に農業者年金基金から受給者を対象に現況届が発送されています。内容を確認し、6月30日(水)までに市役所2階農業委員会(23番窓口)へ提出してください。  
 農業委員会Tel 74-8742

**家** 納期限のお知らせ  
(6月30日まで)

◆市道民税(1期)  
 ※毎週火・木曜日は、19:30まで納税相談を受け付けています。(閉庁日を除く)  
 納税係Tel 74-8094

**i** プレミアム商品券の販売は6/30(水)まで!

商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の拡大により低迷する市内の消費需要を喚起し、経済の活性化を図ることを目的として、昨年同様50%のプレミアム率で「すながわプレミアム商品券」を販売しています。購入引換券は5月末頃に市内全世帯に郵送していますので、購入を希望する方は引換券を持参のうえ、商工会議所にて6月30日(水)までに購入してください。  
 商工会議所Tel 52-4294 または  
 商工振興係Tel 74-8382

**こ** 児童手当の現況届を忘れずに

現在、児童手当を受給している方は、引き続き手当を受ける資格があるか確認するために、毎年6月1日現在の状況を記載した現況届を提出していただく必要があります。この届け出がないと6月分以降の手当が受けられなくなります。  
 対象の方にはすでに案内文書を送付していますので、6月30日(水)までに忘れずに子育て支援係まで提出してください。  
 なお、公務員の方は勤務先で手続きをしてください。  
 子育て支援係Tel 74-8369

砂川市職員人事

6月1日付の人事異動をお知らせします。

市役所発令(6月1日付)

▼開発推進課長事務取扱を解く 経済部審議  
 監 東正人  
 ▼庁舎建設推進課長(庁舎建設推進課副審議  
 監) 徳永敏宏 ▼開発推進課長(同課長) 畠山秀樹

**i** 住宅用火災警報器を支給します

防火防災協力会では、住宅用火災警報器を未設置宅へ支給します。支給数は55世帯(2個入り)ですので、設置を希望する方はご応募ください。なお、支給決定は抽選のうえ、住宅用火災警報器の支給をもって決定通知とします。

- 対象 市内に居住し、町内会に加入している世帯で住居に住宅用火災警報器が設置されていない方
- 応募方法 電話連絡または応募用紙(※)に必要事項を記載し、6月15日(火)~9月30日(木)までに下記へ

※応募用紙は砂川消防署で配布しています。また、砂川地区広域消防組合ホームページからもダウンロードできます。  
 防火防災協力会(砂川消防署内) Tel 54-2196



屋根・外壁塗装のご用命はお任せください

小さな工事でもお気軽にお電話お待ちしております



(株)加我塗装工業  
 晴見2条北8丁目3番7号 ☎52-3333

職業訓練指導員(塗装科) 1級塗装技能士の店

水道についての  
お問い合わせは...

中空知広域水道企業団

フリーアクセス  
(通話料金無料)

オイシイミズ

080-080-01432

TEL.53-3831 FAX.53-2126

砂川営業所(砂川市役所1階)

TEL 74-4215

料金のお支払いには、  
便利な口座振替を



新規求人情報

市内企業では、ハローワーク砂川を通じて、新規求人を次のとおり行っています。

募集内容

職 種	年 齢	求人数
土 木 作 業 員	不 問	5
販 売 員	不 問	1
軽 作 業 員	不 問	1
チラシ折込み 作業及び代配	18歳以上	1
一般事務員(総務)	35歳以下	1
アームロール運転手(2t)	不 問	1

(6月3日現在)

☎ハローワーク砂川TEL 54-3147



水洗トイレで快適に

家庭での快適な生活環境に欠かせない水洗トイレですが、公共下水道が整備されていない地区にお住まいの方は合併処理浄化槽を設置することにより衛生的に家庭の雑排水を処理し、生活環境の向上が図れます。また、公共下水道が整備されている地区にお住まいの方は水洗化に伴う改造資金について市の貸付金制度もありますので、生活環境の向上にご協力をお願いします。水洗化について不明な点があればお気軽にお問い合わせください。

☎下水道係TEL 74-8748



狩猟免許試験

市内在住で有害鳥獣駆除に従事している方は、狩猟免許予備講習受講料および狩猟免許試験受験申請料の助成があります。

【狩猟免許試験】

- とき 8月1日(日) 9:00～
  - ところ 空知総合振興局
  - 定員 25人
  - 申請料 5,200円
  - 申込 6月16日(水)～7月16日(金)までに空知総合振興局に申請書を提出
- ※空知総合振興局に必ず電話で事前予約をとってから申請書を提出してください。事前予約をすることなく提出された申請書や事前予約をしても受付期間を過ぎて提出された申請書は受け付けません。

【予備講習】

- とき 7月25日(日) 9:00～16:30
  - ところ 岩見沢市民会館まなみーる 多目的室①②③
  - 受講料(税込み・テキスト代込み)
    - ・第1種または第2種 11,000円
    - ・網 8,250円
    - ・わな 8,250円
    - ・網およびわな(2種類) 11,000円
    - ・第1種または第2種+網またはわな(2種類) 13,750円
    - ・第1種または第2種+網+わな(3種類) 16,500円
  - 申込 6月17日(木)～7月15日(木)までに下記へ
- ☎農政係TEL 74-8482

市政功労表彰者の  
窪田氏永眠される



くぼた たけお

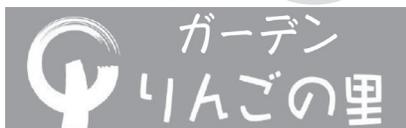
平成14年に市政功労表彰を受賞された窪田武雄氏[82] (一の沢) が、5月25日に永眠されました。

窪田氏は、農業に従事する傍ら、昭和52年から平成13年まで24年の長きにわたり、民生児童委員を務めたほか、農業委員会委員をはじめ砂川市森林組合組合長、砂川市酪農組合組合長、砂川市共同募金会副会長を務めるなど幅広い分野でその手腕をいかんなく発揮され、本市社会福祉の発展と農業の振興に多大な貢献をされました。

心からごめい福をお祈り申し上げます。



りんごの里グループ 創業  
おかげさまで 17周年



晴見3条北8丁目3番5号

サービス付き高齢者向け住宅

☎52-3650

りんごの里 北海道ケアネット

ホームページ  
はこちら



フェイスブック  
はこちら



ツイッター  
はこちら



インスタグラム  
はこちら



高齢者生活(介護保険)相談、認知症・リハビリデイ、グループホーム

神部相談センターの  
受託総数が1,000件を  
超えました!!

YouTube ふるさとデザイン 暑寒別連峰ライブカメラ



個室・夫婦  
部屋をご用意  
できます

## 令和3年度国民健康保険税の改正について

税制改正に基づく地方税法および市税条例の改正により、今年度から国民健康保険税は所得割を計算する際の基礎控除額が所得に応じて段階的に変動することになりました。

また、世帯の所得が一定額以下の場合に軽減される応益分保険税（均等割・平等割）の対象範囲が変更されることになりましたが、世帯の給与収入および年金収入の金額や被保険者数が昨年度と同じであれば軽減割合の変更はありません。

なお、令和3年度国民健康保険税納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

### ●基礎控除額の比較表

合計所得金額	令和2年度（改正前）	令和3年度（改正後）
2,400万円以下	所得にかかわらず 33万円	43万円
2,400万円超～2,450万円以下		29万円
2,450万円超～2,500万円以下		15万円
2,500万円超		0円

### ●軽減対象範囲の変更

個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替などを行うことにより、給与所得者等の世帯に不利益が生じないよう、軽減基準額の見直しを行うことになりました。前年度の世帯の総所得などが下記の計算による軽減判定所得基準を下回る場合に対象となります。

軽減割合	軽減判定所得基準
2割軽減	◆ $43 \text{万円} + (52 \text{万円} \times \text{被保険者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 例：3人世帯で収入は夫が給与収入約250万円、妻が給与収入約97万円 (所得約209万円・給与所得者等2人)
5割軽減	◆ $43 \text{万円} + (28.5 \text{万円} \times \text{被保険者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 例：3人世帯で収入は夫が給与収入約190万円、妻が給与収入約68.5万円 (所得約138万円・給与所得者等2人)
7割軽減	◆ $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 例：3人世帯で収入は夫が給与収入約90万円、妻が給与収入約73万円 (所得約53万円・給与所得者等2人)

※給与所得者等とは以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が65歳未満の方で60万円、65歳以上の方で125万円を超える方

☎市民税係Tel 74-4864

好評発売中  
いりやまこやま  
☆小山商店 0120-52-2829

砂川 星  
金賞受賞  
札幌国税局  
新酒鑑評会

エアコンクリーニングで快適生活！

エアコンの分解洗浄、修理、取付工事、エアコンのことなら何でもお問い合わせください。  
石油ストーブ、給湯・暖房ボイラー等の石油燃焼機器の修理、分解整備、不凍液交換や販売、取付工事も全機種、メーカーを問わず対応いたします。

有限会社 空知空調  
東4条南18丁目1-37 ☎ 54-1695

NEW!!  
新規事業



# 砂川市 結婚新生活支援事業

最大  
30万円

市では、新婚世帯が良好な住環境で新生活をスタートできるように新居の住居費や引越し費用などの一部を補助します。

●補助金額 1世帯当たり上限 30万円

●対象世帯

次の条件をすべて満たす世帯

- ◇令和3年3月1日～同4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、婚姻届が受理された日における年齢が夫婦共に39歳以下であること
  - ◇令和3年3月1日～同4年2月28日までの間に住居費の対象となる住居の住所に住民基本台帳法の規定による転入または転居の届出をしていること
  - ◇前年（1月～5月までの申請にあっては前々年）の夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること
- ※婚姻を機に夫婦の双方または一方が離職した場合は、申請時に無職の方は所得がないものとみなして夫婦の所得を算出します。
- ※貸与型奨学金を返済している場合は、所得金額から奨学金の年間返済額を控除します。
- ◇過去に結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたことがないこと
  - ◇申請時点において、夫婦共に納期限が到来している市税、使用料などの滞納がないこと
  - ◇他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと

●対象経費

◇住居費

婚姻を機に市内で新たに住宅を購入または賃借する契約に関する費用のうち、次のもの

<住宅に係る購入費、月額賃借料（初月分）、礼金（保証金などに類する費用を含む）、共益費、仲介手数料>

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は手当相当額を除きます。

◇引越費用

婚姻に伴う転入または市内での転居に要した費用のうち、次のもの

<引越し業者または運送業者へ支払った実費>

●必要書類

◇提出が必須のもの

- ・対象経費が確認できる資料（契約書および領収書の写し）

◇該当する場合に提出するもの

- ・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本（市内で確認できない方）
- ・所得証明書（市外からの転入により所得の確認ができない方）
- ・住宅手当支給証明書
- ・貸与型奨学金の返済額がわかる書類
- ・離職票の写し

●申請期限 令和4年3月31日(木)まで

子育て支援係Tel 74-8369



☆詳細は  
市ホームページを  
ご覧ください。

